特別警報・暴風警報発令時について

- 1 午前7時現在、特別警報が長岡京市・向日市・ 大山崎町・京都市のいずれかに発令されている 場合は、臨時休業(家庭学習)とする。
- 2 午前7時現在、暴風警報が長岡京市·向日市· 大山崎町·京都市に発令されている場合は、 自宅待機とする。

(他の警報・注意報の場合は平常授業とする。)

- 3 午前 11 時現在、暴風警報が解除されている 場合は、5 限以降の授業を行う。
- 4 午前 11 時現在、引き続き発令されている場合は、臨時休業(家庭学習)とする。
- 5 臨時休業又は授業が欠けたときには、回復措 置がとられる。
- ※ 以上のほか、風雨や災害の発生状況等をみて 的確な判断、行動を心がけること。
- ※ 土曜講習は、午前7時現在、特別警報または暴風警報が発令 されていれば、中止する。(上記1または2の判断で中止)
- ※ 部活動についても特別警報または暴風警報が発令されていれば、原則、活動は中止する。(顧問の先生に確認すること)